一般社団法人　埼玉県トラック協会　定　款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　　この法人は、一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　　本協会は、主たる事務所をさいたま市大宮区に置く。

２　本協会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第３条　　本協会は、貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに社会的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　　本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業

(2) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業

(3) 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究

(4) 人材育成に関する事業

(5) 交通安全・事故防止対策に関する事業

(6) 環境問題対策に関する事業

(7) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と広報、啓蒙に関する事業

(8) 貨物自動車運送事業の経営安定化対策の推進に関する事業

(9) 貨物自動車運送事業に関する近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐

(10) 法令及び税制に関する調査、研究

(11) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法、その他の法令の施行の措置に対する協力

(12) 道路運送に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行

(13) 会員相互の連絡協調を図る施策

(14) 貨物自動車運送事業者の発展に寄与する研究会、講習会、後援会等の開催

(15) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第３章　　会　　員

（法人の構成員）

第５条　　本協会の会員は、次のとおりとする。

(1) 本協会の目的に賛同した、埼玉県内で貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業を営む個人・法人又は団体。

(2) その他総会において認めた者。

２　本協会の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　　本協会の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　　会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意の退会）

第８条　　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）

第９条　　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款、規則に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

２　前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第１０条　　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第７条の支払義務を１年以上履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたとき、又は解散したとき

２　会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

３　本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第４章　　総　　会

（構　成）

第１１条　　総会は、すべての会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第１２条　　総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１３条　　総会は、定時総会として毎事業年度終了後３カ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第１４条　　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。

３　総会の招集に関しては、総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

４　当法人は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した会員に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議　長）

第１５条　　総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

（議決権）

第１６条　　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（決　議）

第１７条　　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面による議決権の行使等）

第１８条　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2　前項の場合において前２条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第１９条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2　議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人２名以上が、署名及び押印する。

第５章　役　　員

（役員の設置）

第２０条　本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事　　38 名以上 44 名以内

(2) 監事　　２名以内

2　理事のうち１名を会長とし、６名以内を副会長、１名を専務理事、２名以内を常務理事とする。

3　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、理事のうち３名以内及び監事のうち１名以内を会員以外の者から選任することができる。

2　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

3　会長、副会長、専務理事又は常務理事は、毎事業年度ごとに４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

る。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

2　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

3　補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２５条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第２６条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

2　前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

（顧　問）

第２７条　本協会に、顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事会の同意を得て、別に定めるところにより会長が委嘱する。

3　顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第6章　理　事　会

（構　成）

第２８条　本協会に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第２９条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事の選定及び解職

（招　集）

第３０条　理事会は会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定める順序に従い理事会を

招集する。

（議　長）

第３１条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故のあるときは、他の理事がこれに当たる。

（決　議）

第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第７章　専門委員会及び専門部会

（専門委員会等）

第３４条　会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会及び専門部会(以下「専門委員会等」という。)を置くことができる。

２　専門委員会等の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

３　専門委員会等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第８章　　資産及び会計

（事業年度）

第３５条　本協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第３６条　本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

２　前項の承認を受けた書類については、定時総会に報告するものとする。

（事業報告及び決算）

第３７条　本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第９章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３８条　　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第３９条　　本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第４０条　　本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2　本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第１０章　　事　務　局

（設置等）

第４１条　　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、所要の職員を置く。

3　事務局長は理事会の決議を経て、会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第１１章　　公告の方法

（公告の方法）

第４２条　　本協会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１２章　　補　　則

（委　任）

第４３条　　この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　本協会の最初の会長は横塚正秋とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。